

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 通貨交換問題(Ⅱ) (通貨交換措置)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 通貨交換レート, 交換期日, 給付金措置, 日本側, 外務省, 大蔵省, 米国側, 国務省, 財務省, 琉球政府声明, 緊急措置, 通貨輸送計画, 大蔵省, 防衛庁, 在沖縄米軍 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43683

防衛庁未送信



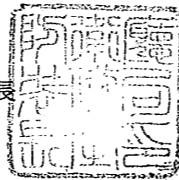
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

装調第1763号
47.4.17

4/18
在米日米軍司令部
を以て
送付
を
協

外務省アメリカ局長 殿

防衛庁装備局長



通貨輸送事業の実施に伴う沖縄入域手続き等
について(依頼)

防衛庁は、昭和47年4月7日の閣議了解に基づき、
沖縄の復帰に伴う通貨交換に必要な現金の輸送を担当
することとなり、別紙の輸送事業計画により実施した
いので、自衛艦及び自衛隊の航空機の沖縄への入域手
続きについて、よろしくご手配下さるよう、また、こ
の事業の事前調査のため、昭和47年4月17日から
同年5月14日までの間、西部方面隊臨時第101飛
行隊所属3等陸佐田中一男が出張することとなります
が、その出張期間中における便宜供与について、ご支
援下さるようお願いいたします。

なお、沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所の
1等陸佐三木秀雄、1等海佐福沢為雄、1等空佐伊藤

孝指が、この事業に必要な連絡調整に協力できるよう
あわせてご配慮願います。

おつて、この輸送事業計画については、在日米軍司
令部と調整中であります。

添付書類：別紙「輸送事業計画」

輸 送 事 業 計 画

1 目的

沖縄における通貨交換を実施するために必要な本邦通貨を沖縄へ輸送する。

2 期日

昭和47年4月下旬～5月中旬(詳細は付紙のとおり)

3 自衛艦及び航空機

- (1) 自衛艦 海上自衛隊 輸送艦2隻(「おおすみ」「しれとこ」)
- 輸送艦の主要性能要目
- | | | | |
|---------|----------|--------|---------|
| ア 基準排水量 | 1,650トン | イ 長さ | 100メートル |
| ウ 幅 | 15.2メートル | エ きつ水 | 4.1メートル |
| オ 馬力 | 1,700馬力 | カ 最大速力 | 11ノット |
- (2) 航空機 陸上自衛隊
- ア ヘリコプター(V-107型)3機(機番JG-51731・51732・51734)
- イ 連絡機(LR-1型)1機(機番JG-21053)
- 航空自衛隊 輸送機(Y8-11型)1機(機番JF12-1163)

4 人員

付紙のとおり

5 給油(那覇基地にて)

- (1) ヘリコプター及び連絡機 燃料JP-4 約6,500ガロン
- (2) 輸送機 燃料JP-4 約1,600ガロン

6 その他

万全を期すため、ヘリコプター1機(機番JG-51724)、輸送機1機(機番JF92-1157)を予備機として待機させることとし、沖縄渡航についての手続を実施する。

取扱注意

付紙

1 輸送艦

(1) 行動予定

昭和47年4月下旬 東京出港
" 5月2日 } 那覇入港
" " 3日 } 輸送物件陸揚げ
" " 4日 } 那覇出港
" " 6日 佐世保入港

(2) 乗艦者

第1輸送隊司令 1等海佐 伊藤 治 義(いとう はるよし)
「おおすみ」艦長 2等海佐 堀井 利彦(ほりい としひこ)
「しれとこ」艦長 2等海佐 中村 亘(なかむら わたる)
乗員 約220名
大蔵省職員等 約30名

2 ヘリコプター及び連絡機

(1) 行動予定

昭和47年5月2日 熊本発・那覇着
" " 3日 } 事前準備作業・輸送実施
" " 13日 }
" " 14日 } 那覇発・熊本着

(2) 従事人員

西部方面隊臨時第101飛行隊長 2等陸佐 南 健夫(みなみ たけお)
外38名(幹部11名、陸曹28名)

3 輸送機

(1) 行動予定

取扱注意

昭和47年5月6日 板付発(1100)・那覇着(1330)

" " 7日 輸送実施・那覇発(1400)・板付着(1630)

(2) とり乗員

輸送航空団 3等空佐 黒柳良平(くろやなぎ りょうへい)

外5名(幹部3名、空曹3名)

昭和四十七年四月七日閣議了解

沖繩の復帰に伴う通貨交換のための現金の輸送に対する協力について

昭和四十七年四月六日
防衛庁

防衛庁は、大蔵省からの委託を受けて、沖縄の本土復帰に伴う通貨交換のための現金の輸送について、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十号）第百条の規定に基づく輸送事業として、左記のとおり実施するものとする。

記

- 一 輸送事業の内容
 沖縄での通貨交換に必要な本邦通貨を沖縄へ輸送し、交換により取得したアメリカ合衆国通貨を本土まで輸送する。
- 二 輸送手段

- (一) 本土と沖縄間
 海上自衛隊の輸送艦及び護衛艦
- (二) 沖縄諸島間
 陸上自衛隊のヘリコプター（VH-7型）、連絡機（LR-1型）及び航空自衛隊の輸送機（YS-11型）
- (三) 輸送時期
 昭和四十七年四月下旬から同年六月上旬の間で、大蔵省との協議で定める日
- (四) その他
 自衛隊の航空機を使用するため、事前に各離島における着陸適地の調査、燃料の蓄積等の準備も必要であり、いずれも復帰前に自衛官を派遣し、必要な物資を持ち込むこととなる。この輸送事業のため

めに派遣するすべての自衛官並びに自衛隊の航空機及び輸送艦等は、
任務終了後直ちに本土に帰るものであり、復帰前の部隊配備とは無
関係である。

2/21 ~ 3
内

参考

~~極秘~~
5月31日まで
1 部の内
号

安全保障課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖縄への現金輸送について
(自衛隊による同種の使用許可依頼)

47. 4. 19
付

1. 本18日、防衛庁装備局通信課 山口部員は
北米一課と検討し、30本の使用同種数は10本が
資料を手交したことは、整理日前には10本の沖縄
への現金輸送に必要で同種数の使用につき

要旨次の通り依頼された。

(1) 同現金輸送作業は、自衛隊(陸海空)が

在沖米軍の協力を得て行われる。実際必要は

同種数の使用については米側関係方面の正式
許可と文書にて済ませたい。

(2) 別添資料の同種数は、脚注に示す通り
40本。本4月20日 ~ 6月30日の間使用

(注) 1. (1) 現在在沖米軍で使用している
同種数の中、共同使用(700本、200本)

自衛隊が4本を使用している同種数は、輸送
作業期間中、沖縄空域にて臨時使用された

(3) 実質的使用許可については、米軍(J-6)と

通い、在沖米軍同種数担当者 Squire 少佐と
了解を得た。

2. 以上に対し、当方より、米側関係方面に右の趣旨を伝達
する。本例より文書にて正式許可を依頼する必要がある。

防衛庁と126 公債と142 当省17341 零消

22021 筋 2233 と 2117223 2117

2117 了解し 後日 公債を 送付 送付 可商 答工に

(注) 同理金庫輸送計画は、5月15日以降、19と

交換は在 沖繩外に、本土輸送と142

527932215、一定の余裕期間を設けて

6月30日迄と1722211、大蔵省と17

2211 協定 情 a 由。

1311 20

17. Apr. 1972

JDA

JDA FREQUENCY REQUIREMENT FOR OPERATION CASH DELIVERY TO OKINAWA

(註) ○ EPC-1212 to 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100

FREQUENCY	TYPE OF EMISSION	POWER	REMARKS
J G S D F (陸上自衛隊)	[REDACTED]	[REDACTED]	EMERGENCY
			SEARCH & RESCUE
			"
			AIR TO GROUND
			NAHA GCA (Ground Control Approach)
			AIR TO GROUND
			"
			ATC (NAHA TWR) ^{ATIS} Air Traffic Control
			EMERGENCY
			ATC (OKINAWA ACC NORTH & EAST)
			ATC (NAHA & KADENA TWR)
			ATC (OKINAWA ACC WEST & SOUTH)
			ATC (NAHA & KADENA APP)
			AIR TO AIR
			RADAR ADVISORY (USF OKINAWA)
SIF AIRBORNE TRANSPONDER <small>Selective Identification Feature 選択的識別装置</small>			
ALTIMETER 高度計			
EMERGENCY RADIO-BUOY			
HARBOUR SERVICE MASTER			
HARBOUR "SERVICE"			

J
M
S
D
F
(海上自衛隊)

Note: Required frequencies will be used from 20 Apr 1972 through 30 Jun 1972, and the use of above mentioned frequencies in post reversion of Okinawa (R-Day) will be coordinated by RRB on the TLC.

(Radio Regulatory Bureau) (Technical Liaison Channel)
電波監理局 同波監理局

1) # (M) Fre. a 1/2 (S) (F) 299
 2) # (M) Fre. a 1/2 (S) (F) 299

17. Apr. 1972
 JDA

JDA FREQUENCY REQUIREMENT FOR OPERATION CASH DELIVERY TO OKINAWA

	FREQUENCY	TYPE OF EMISSION	POWER	REMARKS
				EMERGENCY 2130.0 (2130) ✓
				SEARCH & RESCUE } P-JDA
				AIR TO GROUND 2170.0
				NAHA GCA Ground Control 2170.0 ✓
				AIR TO GROUND 2170.0
				" site (2170) } main auxiliary 2170
				ATC (NAHA TWR)
				EMERGENCY 2170.0 (2170) ①
				ATC (OKINAWA ACC NORTH & EAST)
				ATC (NAHA & KADENA TWR) ✓
				ATC (OKINAWA ACC WEST & SOUTH)
				ATC (NAHA & KADENA APP)
				AIR TO AIR
				RADAR ADVISORY (USIF OKINAWA) ✓
				SIF AIRBORNE TRANSPONDER ✓
				ALTIMETER
				EMERGENCY RADIO-BUOY ① 0220 2170
				HARBOUR SERVICE MASTER ✓
				HARBOUR SERVICE ✓

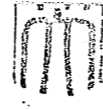
J
 G
 S
 D
 F

J
 M
 S
 F

SIF selecting
 indicator
 feature

Note: Required frequencies will be used from 30 Apr 1972 through 30 Jun 1972, and the use of above mentioned frequencies in port entrance of Okinawa (R-Day) will be coordinated by RRB on the TLC.

Radio Regulatory Bureau Technical Planning Channel
 2170.0 2170.0



安全保障課長

防 衛 庁

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

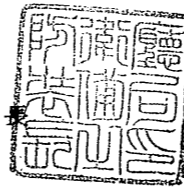
装通第1866号

47.4.24

森田 三郎

外務省アメリカ局長 殿

防衛庁装備局長



通貨輸送事業に伴い復帰前に沖縄で使用する周波数について(依頼)

防衛庁は、沖縄の復帰に伴い通貨交換に必要な現金の輸送を担当することとなり、輸送事業に必要な通信連絡用の周波数について、別紙の計画により復帰前に使用を希望しますので、よろしくご手配下さるようお願いいたします。

要処理
首席事務官
総務
沖縄
渉外調査
源 業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

添付書類：別紙「復帰前の沖縄での周波数使用計画」



4月24日 在米米大使館に於て、署名手交す。

復帰前の沖縄での周波数使用計画

1 目的

防衛庁が沖縄において、航空機及び艦艇による現金輸送を実施するため、通信連絡に使用する。

2 使用期間

昭和47年4月下旬から昭和47年5月14日まで

3 希望する周波数

付紙のとおり

4 展開する無線通信系

航空交通管制系 航空機が地上航空交通管制機関とする通信

空輸指揮系 僻地の航空情報等を地上の誘導員が航空機に指示するための通信

(1) 臨時ヘリポートと航空機との間等に使用する超短波による短距離通信

(2) 那覇本部が宮古島より離れた場所にいる航空機との間等に使用する短波による長距離通信

編隊指揮系 編隊指揮官が部下の航空機と乗員との間で行なり通信

レーダ助言系 航空機が自己の飛行位置を確認してもらうため、米空軍のレーダサイトと行なり通信

捜索救難系 航空機の捜索救難用

港務系 艦艇が出入港の際に行なり通信

取扱注意

取扱注意

付紙

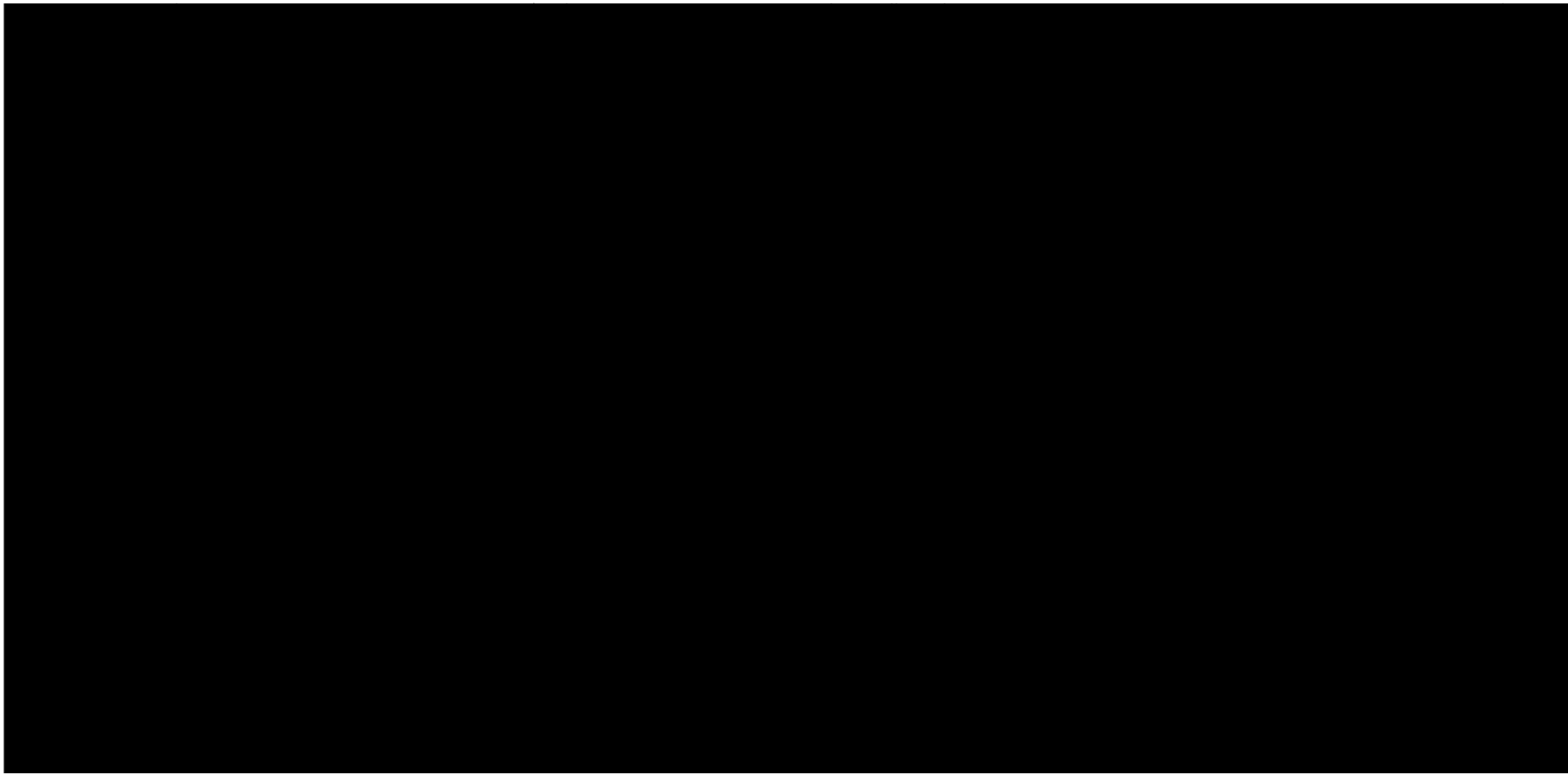
周波数	電波型式	空中線電力	用途
			出入港のための連絡用
			"
			"
			緊急用
			捜索救難用
			"
			長距離連絡用(空地通信)
			短距離連絡用(空地通信)
			"
			那覇 TWR
			那覇、嘉手納 APP
			那覇、嘉手納 GCA
			緊急用
			那覇、嘉手納 TWR
			沖縄 ACC
			那覇、嘉手納 GCA
			編隊指揮用
			在沖縄米軍レーダアソシエーター
			緊急用
			SIF 応答用
			電波高度計

取扱注意

取扱注意

Attachment

FREQUENCY	TYPE OF EMISSION	POWR	REMARKS
			HARBOR SERVICE
			"
			HARBOR MASTER
			EMERGENCY
			SEARCH&& RESCUE
			"
			AIR-GROUND (LONG DISTANCE)
			AIR-GROUND (SHORT DISTANCE)
			"
			ATC (NAHA TWR)
			ATC (NAHA & KADENA)
			GCA (NAHA & KADENA)
			EMERGENCY
			ATC (NAHA & KADENA)
			ATC (OKINAWA ACC)
			GCA (NAHA & KADENA)
			AIR TO AIR
			RADAR ADVISORY (USAF OKINAWA)
			EMERGENCY
			SIF AIRBONE TRANSPONDER
			ALTIMETER



秘密表示(朱印)

要
手
主
官
課
送

部数指示	発信用	執務用	備	考
主	信	1		
付				
風				

発送日 昭和47年4月28日
 処理日
 発信 タイプ 江川 検査

文野隊長 公信案 (分類)

公信番号 米北 第 91 号 公信日付 昭和 47 年 4 月 28 日

大 臣 主管 起案 昭和 47 年 4 月 27 日

政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 房 長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

起案者 森本 電話番号 2466

協賛先 安全保障課長

受信者 防衛庁装備局長
発信者 アメリカ局長

寄送先 (希望発送日) 月 日

件 名 通貨輸送事業に伴い復帰前に沖縄で使用する周波数について(回答)

GA-2 外務省 28 133 回覧番号

4月27日 在米米大使館にシユミフエリ米北一(前)に外し電送送越した。

(件名) 通貨輸送事業に伴い復帰前に沖縄で使用する周波数について

引用公・電信 4A240件 貴信装通米1866号
日付・番号

本件につき在米米大使館に申し入れ(27L1-2-3)

今般、在米米大使館より、米國政府は、復帰前の沖縄において貴庁が本件

周波数を使用することを許可する旨通報越したので、右に連絡します。

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1 外務省

(※印は文書課記入)

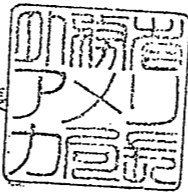
外務省

米北ノ第9ノ号

昭和47年4月28日

防衛庁装備局長 殿

外務省アメリカ局長



通貨輸送事業に伴い復帰前に沖縄で使用
する周波数について(回答)

4月24日付貴信装通第1866号に関し、
本件につき在京米大使館に申し入れおきまし
たところ、今般同館より、米国政府は、沖縄に
おいて貴庁が冒頭貴信別紙の周波数を今月下旬
から5月14日までの間使用することを許可す
る旨、通報越したので、右ご連絡します。

極秘

通貨交換について外交ルートを通い
米側に依頼すべき事項

(47.6.29)
理財局

1 復帰前に自衛隊が沖縄に入域す
ることについての了解

(1) 円現金を本土から沖縄に輸送するた
め防衛庁のLST2隻が入域する。
ハシゴ海軍、自衛隊(防衛)

(2) 沖縄内での現金の輸送用のYS77
(1機)及びヘリコプター(3機)並みに
ハシゴ海軍

通信連絡・事前調査用のLR偵察機
(1機)を沖縄の領域内で使用する。

2. 基地の使用許可及び基地内における
警備協力

(1) 復帰前に円現金を積載したLST

大蔵省

(1)

2隻が那覇軍港に入港し、積降し、
積替え等の作業を行ない、復帰後に
2隻が同港に入港し、積込み等の作

業を行なう。このための許可及び同軍
港内での警備の協力を依頼する。

(2) 現金輸送用のYS11(1機)及び
ヘリコプター(3機)並びに通信連絡

車前調査用のLR偵察機(1機)
が那覇軍港(基地)を使用すること
の許可を得る。

(3) 現金輸送事務に従事する者並び
に警備のための本土及び琉球警察
と警察官が、那覇軍港及び那覇空
港に立入り警備活動を行なうことの
許可を得る。

3. 通貨交換用円貨を復帰前に沖縄に
持ち込むことについての了解

1. 沖縄に円貨を
持ち込むことについて
の了解

① 準備
② 準備
③ 準備
④ 準備
⑤ 準備
⑥ 準備
⑦ 準備
⑧ 準備
⑨ 準備
⑩ 準備

○ 現行の円貨
Prep Com 1名
VSCAR 1名
4/6 持ちこ

山中 3名
2名の 那覇地内

柳田

沖縄通貨交換日程表

(47.3.29)

日付	作業内容	日付	作業内容
4日 土		5日 月	↑ 警備官和夕船 (那覇着)
15日 土		16日 日	↑
16日 日		17日 月	↑ 那覇港停泊
17日 月		18日 火	↑ 通貨交換
18日 火	2R 燃料積	19日 水	↑ 貨換
19日 水	ハコヲダ-離着陸地点	20日 木	↑
20日 木	調査(自衛隊)	21日 金	↑
21日 金		22日 土	↑ 本島内 (石垣 (A)) ↓ (那覇港着) ↑ 本島 (宮古 (A))
22日 土		23日 日	↑ 通貨交換 ↓ (宮古 (A))
23日 日		24日 月	↑ 換所分 ↓ (南大東島) ↓ (A))
24日 月		25日 火	↑ 5回送 ↓ 石垣港積込作業 ↓ 早良港 ↓ 那覇港陸揚作業
25日 火		26日 水	↑
26日 水		27日 木	↑
27日 木		28日 金	↑
28日 金		29日 土	↑
29日 土		30日 日	↑ L.S.T 積込作業
30日 日		31日 月	↑ " (夕方出航)
1日 月		2日 火	↑ L.S.T 陸揚作業
2日 火		3日 水	↑ 宮古 石垣分積込作業
3日 水		4日 木	↑ 平良港 (宮古) 陸揚作業
4日 木		5日 金	↑ 石垣港
5日 金	10R 燃料積	6日 土	↑
6日 土		7日 日	↑
7日 日	↑ 宮古周辺 ↓ (A) 安輪 ↓ 石垣周辺 ↓ (A) 安輪	8日 月	↑ 南大東島向 ↓ 安輪 (YS-11)
8日 月		9日 火	↑ 本島周辺 ↓ (A) 安輪
9日 火		10日 水	↑
10日 水		11日 木	↑
11日 木	↑ 本島内通貨交換所向現送	12日 金	↑
12日 金		13日 土	↑
13日 土		14日 日	↑

極秘

沖縄 通貨交換 日程表

(47.3.29)

日付	作業内容	日付	作業内容
4日 土曜		5日 月	↑ 警察官キータウ船 (那覇着)
15日 土曜		16日 火	↑
16日 日		17日 水	↑ 那覇港埠泊
17日 月		18日 木	↑ 通貨交換
18日 火		19日 金	↑ 貨換
19日 水	ハコブタ一離着陸地点	20日 土	
20日 木	調査 (自衛隊)	21日 日	↑
21日 金		22日 月	↑ 本島内 ↓ 石垣 (八川) ↓ (那覇港発) ↑ 本島
22日 土		23日 火	↑ 本島内 ↓ 石垣 (八川) ↓ 那覇港発 ↑ 本島
23日 日		24日 水	↑ 通貨交換 ↓ 那覇港発 ↑ 本島
24日 月		25日 木	↑ 石垣港積込中作業 ↓ 那覇港積込中作業
25日 火		26日 金	↑ 石垣港積込中作業 ↓ 那覇港積込中作業
26日 水		27日 土	↑ 石垣港積込中作業 ↓ 那覇港積込中作業
27日 木		28日 日	
28日 金		29日 月	
29日 土		30日 火	↑ L.S.T 積込中作業
30日 日		31日 水	↑ " (夕方出航)
1日 月		2日 木	
2日 火	↑ L.S.T 陸揚中作業	3日 金	
3日 水	↑ " 陸揚中作業	4日 土	
4日 木	↑ 那覇港 (留古) 陸揚中作業	5日 日	
5日 金		6日 月	
6日 土		7日 火	
7日 日	↑ 宮古周辺 ↓ 石垣周辺	8日 水	
8日 月	↑ 石垣周辺 ↓ 本島周辺	9日 木	
9日 火	↑ 本島周辺 ↓ 本島周辺	10日 金	
10日 水		11日 土	
11日 木	↑ 本島内通貨交換所向現送	12日 日	
12日 金		13日 月	
13日 土		14日 日	

極秘

神鏡の通貨交換について

(47.1.11)
(理財局)

1. 通貨交換の必要性及び交換義務者

神鏡の本土復帰に伴い、神鏡にわが国通貨を流通させる必要があるため、居住者にドルと円との交換義務を課すこととする。

2. 交換レート

交換のレートについては、神鏡の復帰に伴う特別措置に因する法律において、この法律の施行日前における外国為替の売買相場を動向を勘案し、円高の承認を得て大蔵大臣が定めることとされている。

3. 交換取扱機関

1. 国は、交換事務を日銀に委任し、交換に要する経費は、委任者たる国が負担する。

2. 日銀は、交換事務の一部を金融機関及び郵便局に取らせらる。

(交換所数 約200カ所)

4. 交換期間

5. ドルの併行流通を長期前認めることは出来

ないが、事務処理能力の許す限り短縮する (1)

必要があり、現在復帰の日がら約1週間を以てして
いる。

六、円資金、回収ドル等の輸送及び警備

イ、本土、沖縄間の円資金、回収ドル及び現送事等の
海上輸送については、海上自衛艦を利用する方針
で作業を進めている。

ロ、存続輸送、保管中の警備については、現地警
察、警察庁、海上保安庁等の協力を得て万全を
期すこととする。

六、交換所要円資金

非純には発券銀行がなく、かつ為替管理も行な
われていないのドル流通高の正確な把握は困難
であるが、復帰時までに大きな状況変化がなると
仮定すれば、復帰時における流通高は、おおよそ
1億ドル程度と見込まれる。

七、広報措置

通貨交換を円滑に実施するため、琉球政府、市
町村等の協力を得て、強力を広報活動を行なう
ことを予定している。